

## 1 経緯

- 平成26年度から「山頂を目指す登山者」を対象に「任意の協力金（1,000円）」として導入。
- 平成30年度に、対象者を「五合目から先に立ち入る来訪者」へ変更。
- 令和元年度、協力率の向上とともに公平性の確保が課題となり、「受益者負担」の考え方に基づく「義務的な料金制度」の骨子を令和2年度中に策定することを決定。
- 令和2年度、利用者負担専門委員会において公平で分かりやすい利用者負担制度骨子を策定。富士山世界文化遺産協議会で了承。
- 令和3年度、両県事務局において制度を具体化する手法について検討。

## 2 制度骨子【令和2年度策定】

## 〔考え方〕

- 「五合目から先に立ち入る来訪者」を対象に、「法定外目的税」を候補に検討する。ただし、税の徴収には、「富士山の利用のあり方」を含めた検討を行い、富士山の環境保全及び登山の質の向上に寄与するために富士山の一定エリアへの入域を管理する「条件付入域制度」を前提とすることが有効である。
- 制度の導入には課題も多いことから、課題の整理・検討を進め、制度設計を行う。

|      | 現行                                       | 新制度案                                                                                                               | 考え方                                                                          |
|------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 理念   | 富士山の顕著な普遍的価値を広く後世へ継承するための意識醸成            | 富士山の顕著な普遍的価値の後世への継承                                                                                                | ・受益者負担による義務化に伴い、意識醸成を削除                                                      |
| 目的   | ・富士山の環境保全<br>・登山者の安全対策<br>・顕著な普遍的価値の情報提供 | 同左                                                                                                                 | ・後世継承のためには引き続き3点の目的が必要                                                       |
| 対象者  | 五合目から先に立ち入る来訪者                           | 同左                                                                                                                 | ・受益と負担の関係が明確<br>・円滑な制度移行が可能                                                  |
| 制度   | 協力金（任意）                                  | 法定外目的税（義務）                                                                                                         | ・収入科目、財政需要への対応の観点から税を候補に選定                                                   |
| 徴収方法 | ・五合目登山口で対面受付<br>・インターネット、コンビニ払い、県庁受付を併用  | ◎条件付入域制度を前提<br>・一定エリアへの入域に条件を課す制度(事前予約、入域認定等)を導入<br>・来訪者は条件付入域制度により徴収する手続手数料等に併せて税を支払う<br>・手数料等徴収者（特別徴収義務者）が県に税を納入 | ・環境保全・登山の質の向上を目的とし、対象者全員が手続を取る<br>・五合目から先に立ち入る来訪者を対象<br>・効率性を踏まえ手数料等と併せて税を徴収 |
| 金額   | 1人1,000円を基本                              | 受益と負担の観点から今後検討                                                                                                     |                                                                              |

※富士山の環境保全に対して、幅広い対象から負担を求めることや徴収の合理性の観点から、「五合目観光客」も含めるべきとの意見もあるが、これは将来的な方向性や対応を検討する際の課題とする。

## 3 条件付入域制度【試案】 ※ 詳細別紙

- 条件の設定にあたっては、「保全状況報告書」における「望ましい富士登山の在り方」（登山の文化的伝統継承、安全性・快適性確保等）、及び富士登山における課題である「協力金の公平性確保」「安全登山対策の強化」を踏まえ、「環境保全」「登山者安全対策」「顕著な普遍的価値の理解促進」に資する条件を登山者に対し課すこととする。
- 具体的には入域前の事前申請、世界文化遺産富士山及び登山に必要な知識の講習受講、登山装備の確認、緊急時の登山者位置情報の把握のための手続きを条件とする。
- また、年間20万人以上の登山者の手続きを行うにはデジタルシステム化が不可欠であることから運用システムを検討した。

## 〔想定する条件付き入域制度の内容〕

|     | 制度試案                                                    |
|-----|---------------------------------------------------------|
| 目的  | 富士山の環境保全、登山者の安全対策、顕著な普遍的価値（OUV）の情報提供                    |
| 条件  | 登山者は五合目（六合目）に立ち入る前に、入域申請を行い、講習・登山装備確認を受け、事務手数料(税含む)を支払う |
| 手続き | 電子申請、現地窓口または旅行会社手続代行により入域を認定し、チェックポイントで確認               |

## 4 主な課題

## 〔運営経費〕

- 複数の条件を全ての登山者に課し、また、法定外目的税導入の前提となる完全捕捉性を実現するためには、多くの人員を配置する必要があり、実施経費が高額となる。結果として登山者は想定される高額な手数料に加え、税金も支払うため、現行の協力金（1,000円）に比べ登山者の負担が大きくなる。

## 〔技術的課題〕

- 富士山は安定した電源の確保が難しい上、過酷な気象条件下で通信環境も悪いことから、多人数を処理するためのシステム導入に伴う機材設置・運用が課題である。また、実施施設の確保も必要となる。

## 〔法的課題〕

- 道路法の「自由通行の原則」や自然公園法の趣旨との整合性を図る必要がある。

## 5 今後の方針

- 条件付入域制度案について、実施経費の削減のための登山者に課す条件や運用方法の簡素化をはじめ、技術的課題及び法的課題について引き続き検討を進める。